

平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 29 年 7 月 18 日（木）18：30～20：30

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，杉委員，鈴木委員，清野委員，中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：川村委員，瀧澤委員，中嶋委員

[事務局]郷湖障害福祉部長，石川障害福祉部参事兼障害企画課長，伊藤障害者支援課長，長岡障害者総合支援センター企画推進係長（所長代理），原田精神保健福祉総合センター主幹（所長代理），佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，阿部宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障害高齢課長，都丸太白区障害高齢課長，樋口泉区障害高齢課長，小幡企画係長，加藤サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，那須指導係長，五十嵐主査，近藤（芳）主事，林主事，玉川主事

ほか傍聴者 11 名

4 内 容

（1）開 会

一般社団法人仙台歯科医師会副会長の鈴木直子委員の退任と，後任として同法人理事の佐々木寛成委員の就任について紹介。

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。平成 29 年度の施策推進協議会は本日で第 2 回ということでございます。

本日の議題はとても大事な内容となっております。次期計画の策定に関する議論と，それからテーマ別議論ということで，居住環境整備に関する議論を行う予定です。

皆様からご意見をいただく時間が設定されています。この両方のことがしっかりと議論できるような時間配分をしてみたいと思いますので，ご協力をお願いします。

時間は概ね 8 時半の終了を目安に進めてまいります。両方の議題について滞りなく議論できるよう，1 つの議題につき概ね 30 分から 40 数分くらいの時間配分で進めてみたいと考えています。皆様からご意見をいただきながら，次期計画の大事なポイントとなる部分について，整理していく流れで本日の会議も進めさせていただきます。

先ほども事務局からも説明がありましたが，できるだけ趣旨や結論を先にお話

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

しいただき、簡潔にお話しいただきますようお願いいたします。

以上の通り、進行も含め、計画策定にあたり大事な会議であるということを確認いたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではここからの進行は会長に進めていただきます
(小幡係長) ので、阿部会長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人指名

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より久保野委員の指名があり、承諾を得た。

会 長 それでは、本日の議事は仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に
基づき、公開といたします。

(4) 議事

(1) 次期計画の策定について

会 長 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。「4 議事」とあり
ます。最初に「(1)次期計画の策定について」、事務局より説明願います。

事務局 障害企画課の石川です。それでは次期計画の策定につきまして、私よりご説明
(石川参事) させていただきます。本日の会議では、前回の会議でご承認いただきました策定
スケジュールに従い、「次期計画策定について」ということで、次期計画の総論や
計画の概要、基本目標、方針といった部分に関する議論、それからテーマ別議論
として、居住環境についてご議論いただきたいと考えております。

最初に「(1)次期計画策定について」、資料 1 「仙台市障害者保健福祉計画現計
画（平成 24～29 年度）・第 3 期仙台市障害福祉計画（平成 24～26 年度）概要版」
と資料 2 「次期計画についての視点」を使って説明いたします。まず、資料 1 を
ご覧ください。こちらは平成 23 年度に策定いたしました現在の障害者保健福祉
計画の概要版でございます。

表紙をお開きいただきまして、2 ページには基本目標や基本方針、それから 3
ページには施策体系を掲載しております。本日は資料 1 のこの部分を中心にご議
論いただきたいと考えています。

続いて資料 2 をご覧ください。次期計画の骨子になると考えられる項目や計画
に盛り込むべきではないかと考えられる項目について、その視点を順に掲載した
資料となっております。

基本目標や基本方針のほか、現計画と同様に、ほかの福祉関係の計画等でも盛り込まれているような項目についても掲載しております。次期計画においても掲載することが必要と考えられる項目でございますので、一通りご説明させていただきます。

1 ページ目「第 1 章 計画策定の概要」とあり、その下に「1」として「計画策定の趣旨」とございますが、こちらについては計画を策定する理由や狙いといったものを盛り込む形で、計画の最初に掲載したいと考えております。資料 1 の現計画の概要版では、一番後ろに、簡潔に趣旨や位置づけについて掲載しておりますので参考にしてください。次期計画においても、この内容をもう少し膨らませたような形で、盛り込む必要があると考えております。

計画策定の趣旨に関して、具体的に盛り込む必要があると考えている内容についてご説明いたします。再度、資料 2 の 1 ページをご覧ください。「1 計画策定の趣旨」の中に、太字の括弧書きで「社会全体の動き」、それから「主な障害者制度改革」、「他の法改正」、「社会環境の変化」といったことを掲載しておりますが、このような、現在の計画期間中などに起きた変化や出来事の中でも、新たな計画策定に特に影響があると考えられる出来事を中心に、計画策定の趣旨に関する記載の中で、文書にまとめていきたいと考えております。

一番上に書いております「社会全体の動き」としては、現計画を開始する直前に発生した東日本大震災のことや、計画期間中に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックのことなどについて、盛り込んでいくべきではないかと考えております。

次に、「主な障害者制度改革」としては、障害者権利条約の締結や、障害者総合支援法、差別解消法の施行などが考えられますほか、その下の「他の法改正」といったことでは、障害者虐待防止法や難病医療法など、多くの法律が施行されておりますので、そのような中から、重要なものを盛り込みたいと考えております。

一番下に書いてあります「社会環境の変化」につきましては、少子高齢化の進展といったことや、後ほど資料 6 でご説明いたしますが、障害者手帳の保有者数が増加しているといったこと、それから、家族が亡くなった後の障害のある方の生活に関する課題の顕在化などが考えられるところでございます。こういったものを計画策定の趣旨の流れの中に加えていきたいと考えております。

次に、2 ページをお開きください。「2 計画の位置づけ」について説明いたします。

はじめに「(1) 法令根拠」についてですが、今回策定する計画は、障害者基本法に基づく障害者保健福祉計画、それから障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、そして今回からの新たなものとして、児童福祉法に基づく障害児福祉計画となっております。障害児福祉計画につきましては、障害福祉計画の中に盛り込む形で策定したいと考えております。

次に、「(2) 本市の各計画等との関係」についてございますが、仙台市では、

障害者保健福祉計画などの上位計画，市政全体に関する計画として総合計画があり，その右側には括弧書きで基本構想，基本計画，実施計画と書いてありますが，これから策定する障害者保健福祉計画などについては，この上位計画と，理念や目標について同じ方向を向いた形で策定する必要がありますので，そうした調整を図る必要があると考えております。

また他の計画，具体的には地域福祉や高齢・介護，子どもなどに関する計画もございますので，そういった計画とも，連携・調和の取れた計画を策定していく必要があると考えております。

次に，「3 計画の範囲」についてでございますが，障害の定義を障害者基本法や現行計画と同様に考え，身体障害，知的障害，精神障害の 3 障害だけでなく，心身の機能に障害があり，日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方，こういった方を網羅的に対象とする計画にしたいと考えております。

次に，「4 計画期間」でございますが，こちらは資料に記載しておりますとおり，障害者保健福祉計画は 6 年，それから第 5 期障害福祉計画と第 1 期障害児福祉計画は 3 年となっております。

続いて，3 ページにお移りください。「第 2 章 現状・計画の進捗等」についてご説明いたします。

「1 本市の現状（データ）」とありますが，こちらは，障害のある方に関する各種統計資料を，現状の値として計画に掲載したいと考えているものでございます。具体的な内容につきましては，後ほど資料 6 でご説明させていただきますが，現時点では，手帳所持者数のほか，特別支援学級在籍児の数や障害福祉サービスの利用者数，事業所数などを掲載したいと考えております。

次に，「2 本市の施策進捗状況等について」ご説明いたします。こちらは資料 1 の 4 ページに，現計画の重点プロジェクトとして（1）から（5）まで 5 つほど掲げておりますが，これら施策の推進状況について掲載したいと考えております。

また，資料 2 に戻りまして，資料 1 の概要版にはございませんが，第 4 期障害福祉計画の中で重点的に取り組むこととした事業が，グループホームの設置推進をはじめ 6 項目ございますので，それらの進捗についても触れたいと考えております。その下の「（2）施策年表」につきましては，現計画期間内を中心に本市の障害福祉施策の推進状況がわかるように，年表にまとめて掲載したいと考えております。

次に，資料 2 の 4 ページをご覧ください。「第 3 章 理念・基本目標・基本方針（仮）」とありますが，ここに仮として，事務局がまとめたものを掲載しております。本日，委員の皆様にはこの部分の議論を中心に行っていただきたいと考えております。

はじめに，「1 理念」について説明いたします。資料 1 の 2 ページに掲載しておりますとおり，現計画では『共生の都』と『共生する社会』を理念に掲げてお

ります。

この理念につきましては、先ほどお話しいたしました障害者保健福祉計画の上位計画とあります仙台市の総合計画におきましても、目指すべき都市の姿として、「支え合う健やかな共生の都」としているところでありますので、次期計画におきましても、この理念の下、障害保健福祉を推進すべきと考えております。

次に、「2 基本目標」でございますが、現在の基本目標は、資料 1 で「理念」の下に掲載しておりますとおり、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」でございます。6 年前、現計画をつくる際に皆さんにご議論いただき、この基本目標としたところでございますが、現在でも色あせることがない、素晴らしい目標だと思っております。今後 6 年間で計画期間とする新たな計画の目標として、どのような目標がよろしいか、ご議論をお願いしたいと考えております。

次に、「3 基本方針」についてご説明いたします。現在の計画では、資料 1 の 3 ページのとおり、施策体系といった形で 1 から 5 まで掲載しております。1 つ目は、「自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進」、それから 2 つ目は、「生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実」、3 つ目は、「誰もが安心して地域で生活できる環境の整備」、4 つ目は、「就労や社会参加による生きがいづくり」、そして 5 つ目として、「サービスの充実と質の向上」といった 5 つの柱となる施策体系を立てて、施策を推進してきたところでございます。

次期計画においては、事務局では、これから説明いたします 5 つの柱を立てて、施策を推進していくことを考えました。その内容が資料 2 に「3 基本方針」として（1）から（5）まで掲載しているものになります。（1）は、「障害理解の促進・権利擁護の推進」でございます。今回は、仙台市独自の条例であります差別解消条例の施行後、初めての計画策定となります。こうした差別解消などをしっかりと進めていくためにも、障害理解の促進は大変重要なテーマの 1 つであると考えており、柱の 1 つとしたいと考えております。

（2）は、「障害児支援の推進」ということで、今回から障害児福祉計画を策定することになりますので、こちらも柱の 1 つとして、その内容をここに盛り込むということで対応したいと考えております。この中身につきましては、現在、障害児支援作業部会を設置し、委員の方々にご議論をいただいておりますので、そこからの報告などを受け、まとめていきたいと考えております。

（3）は、「在宅での生活支援の充実」ということで、相談支援体制のあり方や、保健・医療・福祉の連携など、こうしたソフト事業をしっかりと進めていくということを、3 つ目の柱としてまとめていきたいと考えております。

（4）は、「施設整備の促進・事業所支援の充実」ということで、こちらはサービスを提供する施設等の基盤整備をはじめ、事業者の体制整備、人材確保、事業者のサービスの質の向上、それからユニバーサルデザインといったものを、4 つ目の柱として、進めていきたいと考えております。

（5）は、「就労支援・社会参加の推進」としております。就労支援につきましては現在も力を入れて取り組んでおりますが、引き続き力を入れて取り組んでいきますほか、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しておりますので、これを契機に、障害者のスポーツ、それから市民の障害や障害者への理解を進める上でも、この関心の高まりをとらえた効果的な施策を進めていくことが必要と考えており、柱の 1 つにしたいと考えました。

以上、資料の 1 と 2 についての説明でございました。先ほど申し上げましたように、資料 2 の 4 ページに掲載していることを中心にご議論いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局より、次期計画の位置づけ等に関する説明がありました。それから、資料 2 の 4 ページに掲載されております理念や基本目標、基本方針について、事務局として考えた部分もありますが、皆様のご意見を基に、しっかりとしたものとしてつくっていきたいといったことの説明がございました。

（1）の議題につきましては、7 時半位までを目安に議論を進めさせていただきまして、（2）の議題も大事な内容でございますので、時間が足りなかった場合にはまた後から議論する時間を設けたいと思います。

ではまず、（1）の議題について、皆さんからご意見、確認等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

理念については、共生の都、共生する社会ということで、現計画の内容を継承するという事で事務局からの提案がございました。基本方針については、事務局で今考えているたたき台について説明がありました。それらも含めて、6 年前に現計画をつくった内容も踏まえながら、議論をいただきたいと思っております。では委員の皆様、意見のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 仙台市社会福祉協議会の鈴木でございます。理念や基本目標について、現計画を踏襲するといったお話がございました、私も、現計画の理念、それから基本目標を踏襲していく形でいいのではないかと思います。

1 点だけ教えていただきたいことがございます。資料 2 の「3 基本方針」の中の「（2） 障害児支援の推進」について、これだけ他の 4 項目に比べて、障害児に特化した形になっているのですが、この部分を取り出すと、先ほど説明いただいた、障害児福祉計画になるといったようなイメージで考えてよろしいのでしょうか。

会 長 事務局お願いします。

- 事務局
(石川参事) はい、障害企画課の石川です。
今回から障害児の福祉計画を各市町村でつくることになりましたが、障害児の支援をどのように進めるのかというところは、やはり柱の 1 つとしてしっかりと計画に盛り込んでいく必要があると考えています。この「3 基本方針」の「(2) 障害児支援の推進」だけで、障害児福祉計画そのものとしてまとめるかどうかについては、これから固めていくことになるわけですが、まずは、障害児福祉計画を策定する必要があること、それから障害児への支援は我々としても重要な課題と考えていること、この 2 点から、柱の一つとして計画に盛り込んでいく必要があると考えたところです。
- 会長 はい、鈴木委員、お願いします。
- 鈴木委員 社会福祉協議会の鈴木でございます。
資料 1 の 3 ページ「施策体系」を見ますと、例えば現計画では、障害児に対する支援の充実は、「2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実」の中で掲げられていることがわかります。
一方で、「障害児支援の充実」といった形で柱立てをしてしまうと、逆に、そのほかの部分で障害児支援のあり方などについて触れようとしたときに、うまく整合性を取った形で書けるのかなと、少し思いましたので、意見として述べさせていただきました。以上です。
- 会長 ありがとうございます。事務局、何かありますでしょうか。
- 事務局
(石川参事) はい、ありがとうございます。障害企画課の石川です。
確かに、他の項目においても、障害児、低年齢も含め各ライフステージに応じた一生涯の支援について考えるということは、重要なことだと思いますので、そういった視点も踏まえながら、今のご意見も参考にさせていただき、柱立てを考えていきたいと思えます。
- 会長 ありがとうございます。議論の途中ではありますが、佐々木委員がお見えになりましたので、佐々木委員、一言ごあいさつをお願いします。
- 佐々木委員 遅れまして申し訳ありません。佐々木歯科クリニックの佐々木寛成と申します。歯科医師会から、今までは鈴木直子副会長がこちらの会に出席していたと思えますが、鈴木直子副会長が今期で退任されることになりましたので、後任として、出席させていただきます。
議論の内容について、書面で確認しただけで、まだわからないところもあるの

で、今日から初めて出席させていただくということで、理解していきたいと思
います。よろしくお願いします。

会 長 佐々木委員，ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
それでは，議論に戻らせていただきます。今は，お手元の次第，「4 議事」の
「(1) 次期計画の策定について」ということで，資料 2 の 4 ページについて議論
を行っております。

さて，先ほど鈴木委員から，理念・基本目標については，事務局から説明があ
ったとおり，継承するということが良いのではないかというご意見がありました。
但し，基本方針の「(2) 障害児支援の推進」については，特出しすることによる
影響についても，きちっと考えたほうが良いのではないかといった意見があり，
そのことについて，「配慮する」といった旨の事務局からの返答があったところ
です。

ほかに委員の皆様から，確認などございますか。

はい，それでは白江委員，それから久保野委員の順番でお願いします。

白江委員 宮城県難病相談支援センターの白江と申します。

私自身が勉強不足のところもあるのですが，「理念」と「基本目標」の違いがわ
かりません。一市民の視点に立ち返って見た時に，もう少しわかりやすい表現，
もっと思いが伝わってくるような表現を考えると，例えば，「基本目標」をなくし，
「理念」といった形でまとめるなど，どちらか 1 つにまとめた形のほうがいいの
かなと感じました。

また，資料 1 の 2 ページですが，「完全参加と平等」，それから「ノーマライゼ
ーション」，「リハビリテーション」という記載があり，そこから「理念」に向か
って矢印が伸びていたりしますが，この意味がわかりづらいというか，詳しい人
が見ればもちろんわかるのですが，一般の方が見たときに，すぐ理解できるのか
なと疑問に感じました。

そのようなこともあり，この辺の表現について，1 つにまとめて表現したほう
が，よりわかりやすいと思いますし，仙台市，それからこの協議会，そしてもっ
と多くの方々の思いを，形にしたらどうなるのかなと思いました。

それから，資料 1 では，「趣旨」が最後に掲載されておりますが，初めて計画の
冊子を読まれる方などにも，何の計画なのかもっとわかりやすくするため，順番
に読むとは限りませんが，前の方に掲載したほうが良いと感じました。

そのようなことも合わせて考えると，この計画の趣旨や思いというものを，先
ほど申し上げたように，長い文章でなく短い文章でいいと思うのですが，1 つの
形として，最初に掲載したほうが良いのかなと感じました。以上です。

会 長 はい，ありがとうございます。

白江委員からは、市民の方々にわかりやすく伝えることの重要性について、お話がありました。

久保野委員お願いします。その後、白江委員のご意見も踏まえて、また皆さんと議論したいと思います。

東北大学の法学部の久保野と申します。

久保野委員

今のご意見とは少し違う内容になってしまうのですが、2つございます。

1つ目は、資料2の1ページ目、「社会環境の変化」という項目の2つ目、「都市化と核家族化の進展による地域コミュニティの変容」というところについての意見になります。「地域コミュニティが変容しているの、それに対してどのように対応するのかが大事な課題である」という考え自体は賛成なのですが、この中で書かれている核家族化の進展という点につきましては、核家族化ということとともに、家族自体のあり方が多様になっているという点が、勉強会の時にも少し話題として出たかと思うのですが、障害者の施策を考えるにあたり重要なのではないかという気がします。

ここに書き込むべきことかどうかはわかりませんが、コミュニティだけが変容しているのではなく、伝統的、それから社会的、法的にも重要な役割が与えられてきた家族ないし親族といったものが多様化し、見方が変容しているということ、視点として持つことが大事なのではないかと感じています。

2つ目は、資料2の4ページ、「基本方針」についてです。「(3) 在宅での生活支援の充実」と「(4) 施設整備の促進・事業所支援の充実」とありますが、これらの関係といえますか、(3)にある「在宅での生活」、「地域社会で生活する」ということと、それから(4)には「家族亡き後でも当事者が安心して生活できる生活基盤の充実」というものがあり、おそらくこれは施設を想定しているのだと思うのですが、例えばグループホームでの生活はこの中のどこに整理されるのかなど、これら3つの関係性について、少し気になりました。

現計画ですと、おそらく「地域生活」というものが入っていて、「在宅」という言葉は出てきていない、少なくとも基本方針には出てきていないと思うのですが、この辺は何を目指すべきかという事実にも関係することだとは思いますが。グループホームで生活するということが地域生活なのかといったことや、施設で生活する場合はどうなのかといったこと、それから在宅については、1つ目の意見でも述べましたが、家族というものをどう見るのかということともしかすると関係しているかもしれないということなど、議論の視点として、そのようなところが少し気になりましたので、発言させていただきました。

会 長

はい、ありがとうございます。ただいまお二人からそれぞれの視点からご意見をいただきました。

まず白江委員から意見がありました理念のところについてですが、資料1の2ページにあるこの図の意味は、たしか、仙台市の計画は、「完全参加と平等」、「ノ

ーマライゼーション」,「リハビリテーション」を既に超えて、次のステージに進んだといったような説明だったと思います。

しかし、この図を見ただけではよくわからないということも確かにありますよね。白江委員からの意見、それから久保野委員からの家族構造の多様化・複雑化などに関する確認について、事務局から、説明をお願いします。

事務局
(石川参事)

はい、障害企画課の石川でございます。

まず白江委員から、理念・基本目標を1つにまとめることによるわかりやすさなどについて、ご意見をいただきました。このことについて、事務局としては、まずこの理念は大事であろうと考えておりましたし、それから基本目標についても、基本的には現計画を下地として、これを継承していくような形が良いのではないかと考えていました。

他に皆様方からも、もっとこうしたほうが次期計画にふさわしいですとか、それからこういったほうがわかりやすいといったようなお考えがございましたら、是非ご意見として頂戴して、事務局でもそのご意見を踏まえながら、練っていききたいと考えております。皆様から様々なご意見を頂戴して、検討していきたいと考えております。

それから、資料1は概要版でございまして、スペースの関係などから、「計画策定の趣旨と位置づけ」を最後に掲載させていただきましたが、いわゆる本編につきましても、資料2と同じような並びで計画の概要として、趣旨、それから位置づけといった流れで掲載しております。次期計画につきましても、この資料2の順番で掲載する形がオーソドックスであり、我々もそのほうがわかりやすい計画になると考えており、趣旨については最初のほうに掲載したいと考えています。

それから久保野委員からいただいたご意見等でございますが、まず1点目として、資料2の1ページの下のところ、核家族の進展ということよりも、家族自身のあり方が変容しているといった視点が重要といったご意見をいただきました。その辺のところについて、我々事務局も少し勉強不足なところがありますので、勉強しながら、社会環境変化に関して障害福祉においても重要となるエッセンスを捉え、重要な部分を盛り込み、計画に反映させていきたいと考えています。

それから2つ目に、資料2の4ページに掲載している基本方針の中の言葉について、(3)に在宅での生活支援といったことや、地域社会といった言葉、それから(4)では生活基盤の充実といったことを書いておりますが、これらの違いについて、例えばグループホームはこの中のどこの部分で対応することになるのかというようなご質問だったかと思えます。

この基本方針の項目について、表題として掲載している表現は、どのような施設の内容を盛り込むのかについて、委員の皆様にはわかりやすくお伝えしようとしたものです。例えば(3)で在宅という表現を使わせていただいたのは、施設ではなくて、地域で生活する際のソフト事業を盛り込み、柱の1つにしたいという

考えによるものです。必ずしもこの在宅での生活支援の充実という表現が、ベストな表現だとは事務局でも考えておりません。

それから、「(4) 施設整備の促進・事業所支援の充実」というところも同様の考えによる表現でございまして、ここの部分も柱の 1 つになるということで、施設整備の促進といたしました。ですから、グループホームや施設の基盤整備といったことについては、この(4)の「家族亡き後でも当事者が安心して生活できる基盤整備の充実」というところに盛り込み、充実をさせていく必要があると考えたところでございます。

委員の皆様のお話、ご意見等を伺いまして、それにふさわしい表現で方針を立てていきたいと考えておりますので、是非、様々なご意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございます。

一旦、資料 1 の 2 ページにあります「完全参加と平等」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」について、そもそもこの部分では何を言いたかったのか、確認したいと思います。「こういった時代を超えて、共生の都、共生する社会に」といったイメージ、たしか当初そのような議論したような気がするのですが、わかりづらいのではないかとといった視点もありますね。その辺のことについて、コメントをお願いします。

副 会 長 現計画策定の議論をしていた当初、会長がおっしゃるような議論がありました。当時、三角形の矢印の前にある 3 つの項目、「完全参加と平等」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」が話題になっていたのですが、仙台市ではそれらを超えて、次のステージに行くということで、『共生の都』・『共生する社会』を掲げました。では、それは具体的に何なのかということ、基本目標で説明し、さらにそれを具体化するということで基本方針を掲げています。

先ほどご説明がありましたように、この前段として趣旨や位置づけがあると思うのですが、この図式を含め、どんどん具体的な説明になっていくという形の計画ということですので、会長がおっしゃるとおりで間違いないと思います。

会 長 ありがとうございます。

ただ、これらの言葉だけが書いてあっても、その意味がだんだんとわかりづらくなってきていますよね。そのようなこともあり、白江委員からのご意見もあったのかと思います。

そのことを踏まえて、他の方、よろしく願いいたします。

黒瀧委員、お願いいたします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧と申します。

久保野委員の意見に関連しての意見になると思います。1 回目の協議会でも話したかと思いますが、資料 2 の 1 ページ、親、家族が亡くなった後の生活環境ということについての意見です。親が亡くなった 60 代女性の方の話ですが、一人になったことで、医療や行政、地域包括支援センターなど、どこにもつながっていないという状況の方がおりました。

現在は、地域包括支援センターの方が関わってくださっているのですが、医療にはまだどこにもつながっていない状況です。その状況について、民生委員の方、町内会、私たちなど、地域のみinnで一生懸命に騒いだのですが、やはり何にもつながっておりません。それで地域の中では現在、行政の方は何か起こらないことには、その方が何か事件を起こさないことには関わることができないというような話になっています。

4 年前、私が関わったときには医療につながっていました。保健師さんに来ていただいて、何とかして欲しいと、通っているクリニックの先生に交渉していただきました。それで一度はあとぼーとの先生にも来ていただいたのですが、現在は何の医療にもつながっておらず、数年前からお風呂にも入れていない、薬も飲んでいない、誰にも面会しない、家から一歩も出ない、戸も開けてもらえない、電話もない、そうしますとお腹が空いてギャーギャー騒ぐといったような状態がずっと今でも続いている、そういう状況の家庭なんですね。

何かしら事件が起きる前に、医療につながるための方向づけについて、行政のほうから強く行動に移してほしいというのが地域の願いでございます。何か言えば皆に憎まれるから嫌だという気持ちもあります。そうした中で、どうすれば行政の方に動いていただけるのかということが、ひとつの現実問題、今一番困っている問題としてありますので、少し考えていただきたいと思います。よろしく願います。

会 長 はい、黒瀧委員のお話も、家族亡き後でも、当事者が安心して生活できる生活基盤を充実させることはとても大事なことであり、これを具体化していきましょうという意見ですよね。はい、ありがとうございます。

それでは松本委員、お願いいたします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本でございます。

まず、前回、理念や基本目標の中に、仙台らしいものを自分たちの手でつくろうといったご意見があり、そこで私もそういったものが何かないかと考えたのですが、残念ながら自分の中では何も出てこなくて、せいぜい、共生の都、杜の都と書いたらどうかなといった発想しか浮かびませんでした。

それで意見として、細かいことになるのですが、資料 2 の 1 ページ、「社会環境の変化」のところや、4 ページの（4）に、「家族亡き後」という言葉が出ておりますが、家族亡き後だけではなく、家族が高齢化した時点で、そういった生活基

盤の充実が必要となりますので、何もあえて、家族を亡き後といった表現にしなくてもいいのではないかと思います。

それからもう 1 点は、資料 2 の 4 ページ、「3 基本方針」の（1）の上から 2 つ目のところについての意見になります。虐待防止体制、成年後見制度、意思疎通支援と書いてありますが、このところだけ、ほかの項目と少し表現が違うように感じました。例えば、虐待防止体制の充実、浸透であるとか、成年後見制度の浸透など、何かそういった言葉が後ろにつかないと、制度や体制だけ挙げているような気がして違和感を感じました。

それから、意思疎通支援について、いろいろな障害の方がいらっしやるので、私もよくわからないところがあるのですが、知的障害のある方への支援を進める中では、意思決定や意思表示といった言葉で表現しています。何か意味があって意思疎通といった表現にされたのかどうか、教えていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。資料 2 の 4 ページ、「3 基本方針」について、他のところは推進であったり充実と書いてあるのに、（1）のところだけ、虐待防止体制など、キーワードだけが書いてあるといったご意見でした。それから家族亡き後といった表現について、家族が高齢化した段階で既になかなか大変な状況にあるということを、しっかりと踏まえるべきではないかというご意見でした。それでは事務局、お願いします。

事務局 (石川参事) はい、障害企画課石川でございます。今、松本委員からございました、家族亡き後というところ、家族が亡くなる前の段階、家族が高齢化した際のこと踏まえた表現でというご意見について、その辺は、表現の工夫、わかりやすさといった視点でも検討させていただきたいと思えます。

それから「3 基本方針」の（1）の 2 について、ここは確かに、項目だけを列記したような形となっており、他の項目と比べて少し省略したような表現となっております。この中の意思疎通支援という表現につきましては、差別解消条例の中でも使っている表現ですので、そのことを踏まえて、この表現にしました。よりわかりやすいものが他にあるということであれば、他の表現についても検討したいと思えます。

会 長 松本委員、よろしいでしょうか。

そうすると黒瀧委員がおっしゃったような大きな課題、そうしたことを具体的にしっかりとやっていきたいと思いますということになりますよね。

はい、それでは岩館委員、それから市川委員の順番でお願いします。

岩館委員 国見台病院の岩館です。

資料 2 の 4 ページ、「3 基本方針」の「(4) 施設整備の促進・事業所支援の充実」の 3 つ目、「障害福祉サービス事業所の拡充」というところについて、ここには当然、事業所の数だけではなく質に関することも含まれていると思うのですが、最近現場に行くと、事業所の数は増えたと感じるのですが、質の面で疑問に思うようなことが多々あるので、もう少し、質の向上といった意味も含めていただきたいと思います。

実は、患者さんのことで、こんなことがありました。精神疾患がある以上、精神症状が悪くなることも当然あるわけです。病院側でも、一生懸命頑張って、グループホームへの退院につながった後、グループホーム側から精神症状や問題行動を理由に出発してくれと言われた事例が 3 件ほど続いたこともあり、この程度の症状や行動なら施設で何とかならないのかなという思いがあります。

おそらくグループホーム側からすると厄介払い的な感じだと思うのですが、何月何日までに退去してくださいといったような話が最近少し多くあります。そのようなことを言われても行き場がないので、結局病院で入院させざるを得ないといったような、時代に逆行しているようなことが起きています。

本来、きちっと理解・支援すべきところで、逆に大変差別的なことが起きているような気がしますので、そうした状況も踏まえ、拡充という言葉に、もう少し質の向上に関することも込めていただきたいというのが希望です。

会 長 はい、ありがとうございます。続きまして市川委員、お願いします。

市川委員 はい、共生福祉会の市川でございます。

今回の計画の作成手順と言いますか、まとめ方について、少し頭の中で整理がつかないところがあります。

資料 2 の 2 ページの一番下に「4 計画期間」とあり、その中に 3 つの計画が書かれてあります。

現計画の期間中には、1 回、第 4 期障害福祉計画を別冊でつくっていると思うのですが、先ほどの事務局からの説明の中で、例えば障害福祉計画の重点事業の進捗状況についてふれたいといったようなお話などがありました。そうすると、次期計画は、資料 1 のように障害者保健福祉計画と障害福祉計画をまとめた形でつくるといったようなお考えなのでしょうか。

次期障害者保健福祉計画、それから第 5 期障害者福祉計画それぞれのまとめ方について、同じ冊子にまとめる形にするのか、それとも別個のものとするのか、その辺のことが少しわかりづらいので、事務局の考えを教えてくださいとともに、もし必要があればもう少し整理していただきたいと思います。

それから、全く別のことですが、もう 1 つあります。資料 2 で東京オリンピック・パラリンピックのことに言及されていますが、この国民的、世界的な行事をあえて仙台市の障害者保健福祉計画の中で謳う意味合いについて議論し、計画に盛

り込む理由などをもっと明確にさせていただきたいと思いました。それから、どうしても東京オリンピック・パラリンピックと言うと、いわゆるアスリートが脚光を浴びると言いますか、ほんの一部のエリートの人たちの話になりやすいと思うのですが、今、全国の中ではこの東京オリンピック・パラリンピックを目指し、スポーツだけでなく、芸術文化についても並行して世界に発信しようという動きがあり、国のレベルでもそのような組織ができており、障害者団体の中でも、ネットワーク会議をつくってパラリンピックに向けて芸術文化活動を盛り上げようといった活動などがされていらっしゃると思うので、その辺のことも踏まえ、仙台市でも、もう少し幅を広げたものの見方をすべきではないかと思います。アスリートだけでなく、芸術文化についても埋もれた才能を引き出し、日本国民、世界の人に知ってもらおうという視点も含め深掘りさせていただきたいと思いました。希望ではありますが、以上です。

会 長 はい、ただいま岩館委員、市川委員が話題にしたことについて、まず事務局からコメントをいただきたいと思います。

その後、事務局の説明やこれまで皆様から出た意見なども含めて、再度皆様からご意見をいただきたいと思います。

ではまず事務局から、お願いします。

事務局 はい、障害企画課石川です。

(石川参事) 資料 2 の 4 ページ、「3 基本方針」の「(4) 施設整備の促進・事業所支援の充実」について、岩館委員から、事業所の質の向上のことも大事であり、もっと盛り込むべきではないかというご意見を頂戴いたしました。

昨年度に基礎調査をやっており、その一環として事業所の方へのヒアリング等を行った際に、人材確保がなかなか難しいといったお話しがあり、そういった面でも質の確保に関するお話がございましたので、ここの(4)のところでは、そのような課題についても、うまく盛り込んでいきたいと考えています。この辺は盛り込んでいくということで対応させていただきたいと思います。

それから市川委員からお話のありました、資料 2 の 2 ページ、「4 計画期間」に掲載しておりますそれぞれの計画についてご説明します。資料 1 の現計画につきましては、まず、障害者保健福祉計画は障害者基本法に基づくものとして、今後、仙台市がどのように障害者保健福祉を進めていくのか、推進していくのかといったことについて、その考え方や進め方をまとめるものになります。

それから障害福祉計画についてですが、こちらは障害者総合支援法に基づくものとして、サービスの供給体制、いわゆる見込量を計画にしっかりと反映させるというものになります。この見込量につきましては、この協議会の第 4 回、具体的には 9 月になる予定ですが、この中で皆様にご議論いただきたいと考えています。

そのようなことで、この協議会におきましては、次期障害者保健福祉計画、それから第 5 期障害福祉計画の 2 つについて、今までと同様に、6 年前と同様に策定していただきたいと考えています。

なお、資料 1 は第 3 期障害福祉計画を掲載しているものになりますので、見込量は平成 24 年度から 26 年度末までのものになります。

平成 27 年度から今年度までのものについては、平成 26 年度に皆様にご議論いただき、第 4 期障害福祉計画として、別途、冊子としてまとめたものがございます。見込量や、先ほどお話しがありました重点事業についてご議論いただき、施策を推進してきた状況でございますので、今回のこの計画についても皆さんの十分なご議論をお願いいたします。

それから、資料 2 のオリンピック・パラリンピックに関する記載についてもお話がありました。アスリートだけが注目されやすいといったことがありましたが、パラリンピックに対する市民の方の関心が高まってまいりますので、仙台市でも今年度、市民、障害のある方にパラリンピックの種目競技を体験してもらう取り組みなどを行っており、そうした機会なども利用し、より一層関心を高めていただくことで、障害理解や差別解消にもうまくつなげていきたいと考えております。そのようなことから、このチャンス、契機に非常に期待しているところです。障害者スポーツを上手く活用しながら、障害理解についても推進していければと考えています。

会 長 はい、ありがとうございます。これまで委員の皆様から、確認も含めて様々ご意見をいただき、議論を進めてまいりましたが、他に皆様からご意見などございますか。

はい、ではまず中村委員、その後に、目黒委員、諸橋委員の順番でお願いします。では中村委員、お願いします。

中村委員 資料 2 の 4 ページ、「3 基本方針」の（2）の障害児支援の中で、協働による切れ目のない支援と書かれてありますが、これは支援が継続するだけなのかという疑問があります。それから（3）の家族亡き後というところで生活基盤の充実といったことが書かれていますが、例えば住まいや施設の充実という視点で捉えるだけでは、家族亡き後の生活は充実しないと思います。

つまり、親、家族亡き後の当事者の自立スキル、エンパワメントの獲得といったことについて書かれておりませんが、これらが充実していないと、その人の真の自立という意味で成長していないことになるので、ただグループホームや施設だけがあっても、その方の本当の自立生活や社会参加が図られていかないという現実があると思います。

時系列的なサービスの切れ目をつくらないとか、建物ができていればいいといった内容だけではなく、ご本人や家族、それから支援者など、ご本人に関わる

環境、中身のこともについても、必要かと思えます。

そうした本当に質の高い、充実した環境を切れ目がなくというように、関連性のある計画がどうにか立たないものかと考えています。うまく提案できないのですが、サービスやモノがあればいいといった内容だけではない計画が、おそらくは役に立つ計画なのではないかと思えますので、そのように整理していただきたいという気持ちがあります。

会 長 はい、そのような趣旨を十分に反映した計画をつくるべきということで、今すぐには具体的な文言などは思い浮かびませんが、これは大事なことだと思いますので、皆さんとともに進めてまいりたいと思います。

では続きまして、目黒委員でございます。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

「3 基本方針」の「(2) 障害児支援の推進」というところで、相談体制の充実や、それから切れ目のない支援の充実ということが書かれていますが、粛々と進んでいるなという感じがして、とても嬉しく感じます。

ただ実際問題、潜在的な問題として、例えばいじめであるとか、それからひきこもり、不登校、自殺などといった問題もあると思うのですが、それらに関わる人たちは、グレーゾーンの人たちではないかと思うのです。

障害児支援と書いた時に、障害受容している人たちの意識と、それから「私は障害者ではない」と思っている人たちの意識とでは、本当に天と地とくらいのものすごい差があると思うのです。実際問題、困っているけれどもグレーゾーンにいるような人たちへのフォロー、支援というのは、計画に入っていないのかなと思ったりもするのです。

その辺の問題は何でフォローすることになるのか、確認したいです。

それから、家族支援という言葉が入っていないことが少し気になります。こういう計画が進んでいけば、家族の支援にもつながることにはなると思うのですが、何かしら言葉としても計画の中に入っていたら嬉しいなと思います。

それから「3 基本方針」の(1)の成年後見制度とか意思疎通支援といったところについて、成年後見制度という文字面はすごくいいのですが、実際はとても使いにくく、元々面倒だったことが余計に面倒になるのではないかと思ったことが何度もありました。それから意思疎通支援には、発達障害なども入っているのだろうかと思えます。入っていたら嬉しいと思います。

ここに書くのを反対だと言っているわけではありません。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。大事な視点についてご指摘をいただきました。それらを踏まえて、しっかりと進めていく必要があるのではないかということですので。

では、諸橋委員，お願いします。

諸橋委員

やまとみらい福祉会の諸橋です。

少し感想めいたことを述べさせてもらいます。この現計画をつくった時から、今どのように変わったのかということ、まずは考えてみたらいいのではないかと思います。

全体的、世の中の的な変化として、国際的にも当事者主体ということがしっかりとされている時代となりましたし、それから仙台市では、差別解消条例ができたりしました。

もう1つは、少子超高齢化社会の中で、地域包括ケアということがいわれており、特に精神障害者の支援については、地域包括ケアの中で進めるということがもう言われ始めていて、いずれ全体的にそのような取り組みが求められる時代がくると思います。

先ほど目黒委員がおっしゃいましたが、障害者手帳を持っている人だけが障害を持っていて、生活困難なのかと言ったらそうではなく、生きづらさとか、生活のしづらさを抱えている人たちに対して、社会全体がどうするのかということが問われてくると思います。

問われてくる、問われている時代の中で、やはり障害者施策についても、考えなくてはならないのではないのかと思いますし、その辺のことをしっかりと入れ込んでほしいという思いがあります。当事者主体であるということ、そしてそれが社会全体としてどのような意味を持つのかということ、少し視点として持っていてほしいなと思います。

それから現計画について、完全参加と平等、それからノーマライゼーション、リハビリテーションなど、これらの流れの中で、共生の都・共生する社会というものがつくられてきたということですが、やはり全体的に少し古くなっているなという感じがいたします。

この間少し書物を読んだところ、ノーマライゼーションという言葉は、もはやデンマークでは死語になっていて使われておらず、世界的にはもう古い言葉になっていることがわかりました。もっと当事者性のことであったり、権利擁護、それから社会全体で保障するといったような形になっているので、そのような社会的な背景であったり、全体の方向性をもっと全面に打ち出した上で、この施策の組み立てをしていく必要があるのではないかと思います。

そういう意味では、在宅とか、親亡き後というの、少し発想的に古いのではないかなと感じました。むしろ地域の中でどのような暮らしをしていくのか、その中でどのようなサービスをつくっていくのかという視点で書いてほしいです。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。大事なご指摘ありがとうございます。もう予

定の時間を過ぎていますが、他にご発言されていない方で発言したい方、ぜひお願いします。

では坂井委員，お願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。先ほどからお話になっています資料 2 の「3 基本方針」の「(1) 障害理解の促進・権利擁護の推進」にあります「災害時における合理的配慮の浸透」といったところについて、少し極端な意見になりますが、災害時だけなのかという解釈もできないわけではないですし、合理的配慮自体もおそらくあやふやになりやすい問題でもありますので、この部分をもう少し工夫されたほうがいいのではないかと思います。以上です。

会 長 はい，ありがとうございました。
杉委員，お願いします。

杉 委 員 特別支援教育課の杉でございます。

「3 基本方針」にある 5 つのテーマで、「推進」とまたは「充実」といった 2 つの言葉が使われているのですが、例えば「(2) 障害児支援の推進」というところだと、前回の会議では「障害児に対する支援の充実」という言葉になっていたかと思います。

「推進」と「充実」について、私自身の解釈では、「推進」といった時には、これからもどんどんやっていかなくてはいけないといったような印象、それから「充実」といったときには、ある程度やっていて、それをもっと深く、もっとやっていくんだといったような印象があります。これからも変わっていくところかとは思いますが、事務局として押さえている「推進」と「充実」に関する認識について知りたいと思いました。

会 長 それでは事務局から、現在、「推進」と「充実」という言葉について、事務局で考えていることを短めをお願いします。

私が自分で言った時間を大幅に過ぎてしまっていますが、申し訳ありません。お願いします。

事 務 局 (石川参事) はい、本来であればしっかりと使い分けが求められると思いますが、その点については、今後吟味していく予定です。概ね、杉委員のご発言にあったように、進めていくということには違いありません。今あるものを増やすといいますか、満たすようにするというような意味合いで使っているのが「充実」の方で、より積極的な意味合いが込められているのが「推進」というようになるかとは思いますが、この部分についてはまだしっかりと練り上がっているものではありません。

会 長 では、これからさらに練り上げていく際に、杉委員、皆さんご意見をお願いいたします。それから、大事な議論ですので、桔梗委員、それから清野委員、佐々木委員、何かご意見などございますか。

桔梗委員 はい、株式会社ジョイヤの桔梗です。こんばんは。
今までいろいろな議論を進めてきた中で、以前にもお話ししましたが、やはり最初にくる私の気持ちとしては、当たり前としてあるべき社会の姿が、実際に当たり前のことになればいいなというものです。

障害、障害があるという言葉も、おそらく皆さんでつくった言葉だと思います。私がまだ幼いときは、障害という言葉聞いたこともなかったような気がします。クラスの中の障害のある何々君ではなく、少し愛情・愛嬌のようなものも込められた感じで、見守られていたわけです。

本当に愛情が込められていて、みんなで見ている、支え合うのが当たり前という感じだったと思います。今は、そういった時代に戻ることが逆に新しい感じになっていると思います。支え合いの社会がつかれるか、そのようなところを気にしております。

資料 1 では、「障害者とは」というところで、「障害」を「心身の機能に障害があり、障害と社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方」と定義しています。これまで手帳の有無についての議論などもしてきましたが、やはりそういうことではなく、どなたにも障害がある可能性があり、障害かなと思われる人にまで必要な配慮が行き届く政策を、今回しっかりとつくっていただけることを望みます。

会 長 とても大事なご指摘です。ありがとうございます。
では、清野委員、お願いします。

清野委員 はい、ピアサポートチーム七夕の清野です。
遅れて参加しましたので、まだ少し頭が追いついていないところもあるのですが、私ができることは、やはり家族支援のことだと思います。

ただ、障害のある人や生きづらさを抱えた人のことを、誰がサポートしてもいいのではないかという思いがあるので、家族支援という言葉も、古いなあと感じるところがあります。家族支援ということの意味が、サポートする人の支援といったように、誰かが支えているのであれば、その人が支えやすいような環境を、そのまた周りにいる人たちでつくるというようになると、もっといいなと思います。そうでないと、家族だけで障害者を支えなくてはならないといったようなイメージを、持ってしまうのではないかと思います。以上です。

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

- 会 長 はい、ありがとうございます。
それから佐々木委員，今日から初めて委員になられたところですが，いかがでしょうか。
- 佐々木委員 議論についていけない部分があるので，今後勉強させていただいて，意見を言えるようになりたいと思います。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。では大坂委員，お願いします。
- 副 会 長 皆様と確認をしておきたいことが 1 点だけあります。今日事務局からご提案をいただきましたが，このとおりつくるのではなくて，今日一人一人の方がご意見を言われておりますし，それから「この言葉はこういうふうみんな理解しましょう」とか，「ここをもっと深めたい」とか，いろいろなことがあるので，こちら側で議論や理解を深めて，事務局に投げかけていくというやり方がやはりいいと思います。今日は，白江委員から始まり，皆様から様々な意見がありましたが，そういったことをみんな深めながら，盛り込めるように，これから何回かやる議論を進めていければなと思って聞いておりました。
- 会 長 はい，そのようなことで，今日は委員の皆様全員からご意見をいただきました。またそのような趣旨を踏まえながら，計画をつくっていくことは大事なことだと思います。
ということで，予定の時間を過ぎてしまいましたが，次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。次の議題もとても大事な論点でございます。

(2)テーマ別議論（居住環境整備）

・ 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果

- 会 長 では続きまして，次第の議事「(2) テーマ別議論（居住環境整備）」について，はじめに事務局より説明願います。
- 事 務 局 はい，障害企画課の石川でございます。
(石川参事) 私からは，次第の「テーマ別議論（居住環境整備）」の上のほう，「仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果」について，資料 3 と資料 4 に基づきご説明させていただきます。
まず資料 3 の 1 ページ，「1 現在の居住状況と将来の居留意向」の「(1) グループホーム」について説明いたします。基礎調査の結果として，回答者ごとに，身体障害(65 歳未満)から障害児(家族)まで，表にしてまとめておりますが，この表の A の欄は，「現在あなたはどこにお住まいですか」という質問に対して，「グループホーム」と回答があった割合となっております。例えば「身体障害（65 歳

未満）」のところに「0.3」と書いてございますが、これは調査をした身体障害のある 65 歳未満の方のうち、0.3%の方がグループホームにお住まいとご回答したということになります。知的障害の方ですと、7.8%となっており、他に比較して高い割合となっていることがわかります。

B の欄につきましては、「将来どこで暮らしたいと思っておりますか」という質問に対して、「グループホーム」とご回答された方の割合となっております。知的障害のある方のご家族からの回答では、50%を超えています。それから発達障害のある方のご家族からの回答でも 30%を超えているほか、障害児のご家族からの回答でも 20%を超えており、それぞれ高い割合で、将来の暮らしの場としてグループホームをご希望されていることがわかります。

次に、「(2) 障害のある方が暮らす施設（入所施設）」について説明いたします。先ほどと同様に、今度は入所施設で暮らすことに関する割合となっております。A 欄、現在住んでいるところとしては、発達障害のある方のご家族からのご回答において、高い割合となっております。それから B 欄、将来の住まいの場に関する意向についても、同じく発達障害のある方のご家族ですとか、障害児のご家族からのご回答でそれぞれ 10%を超える割合となっております、比較的高い割合となっております。

2 ページに移っていただきまして、次に「2 障害福祉サービスの利用状況・利用意向」についてご説明いたします。「(1) 地域の中で暮らしていくための支援サービス」では、グループホームや福祉ホーム、それから地域移行支援・地域定着支援といったサービスについて、A 欄のところで現在の利用状況に関する割合を示しております。それから B 欄は、「将来これらのサービスを使ってみたいですか」という、将来の意向に関する割合となっております。この表によりますと、A 欄、現在の利用状況としては、知的障害のある方のご利用が比較的多くなっていることがわかります。また B 欄からは、知的障害のある方のご家族や、精神障害のある方のご家族、それから発達障害のある方ご家族、そして障害児のご家族について、グループホームなどを将来利用したいといったご意向をお持ちになっている方の割合が大変高いということがわかりました。

また、この表の右側に「不満」といった 1 行の欄を設けております。これは特にどのような福祉サービスについて不満を感じていますかという質問の中で、グループホーム、福祉ホーム、それから地域移行支援・地域定着支援のサービスに対して不満を感じているとご回答いただいた方の割合となっております。これを見ますと、先ほど、将来このようなサービスを利用したいといったご意向があるそれぞれの種別の方々について、不満と感じられている割合が高いことが結果として出ております。

次に、その下の「(2) 夜間の介護などの支援を入所により行うサービス（施設入所支援）」についてご説明いたします。先ほどと同じように、A 欄が現在の利用状況、B 欄が将来の利用意向、そして不満に関する割合を掲載したものでござい

まず、A 欄では、知的障害のある方の利用割合が比較的高いことがわかります。それから将来の利用意向としましても、知的障害のある方のご家族、それから障害児のご家族について、比較的高い割合で希望されているというような結果となっております。また不満につきましては、どの種別におきましても 10%を超えるような不満の割合の部分はありませんでした。

次に 3 ページにお移りください。「3 今後充実してほしい施策（居住環境）」についてご説明いたします。左側の欄、「グループホームなどの住まいの場の充実」については、知的障害のある方のご家族からは 65%を超える割合で「充実してほしい」というご回答がありましたほか、精神障害のある方のご家族、それから発達障害のある方のご家族からも、「充実してほしい」といった回答の割合が大変高い状況となっております。

また、その右側の欄、「障害のある方も暮らしやすい住宅の確保」につきましては、特に高い割合となっているものは見られませんでした。すべての障害種別から、10%を超える割合でそのようなことを希望する回答があったところでございます。ここまでご説明いたしました数値につきましては、参考資料 1 のほうでまとめておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

説明を続けさせていただきます。その下の「4 自由記述欄概要」についてご説明いたします。こちらの（1）には、調査票の自由記述欄でグループホームに関する記載がされていたものの概要を掲載いたしました。一番上の「設置に関する課題」といたしましては、ニーズに対して定員が足りていないということや、資金確保や男性の世話人の確保が難しいということ、それからスプリンクラーの設置義務が増設を抑制しているのではないかとといったご意見、そしてグループホーム設置にあたって地域からの反対といったことに関するご意見がございました。

次の「障害特性等に応じた入居の課題」というところでは、最重度の障害のある場合に利用できる施設が宮城県内に少ないといったことや、施設入所は満員の場合が多く、グループホームで暮らすには障害が重すぎるといった場合に、どこで暮らしていいかわからないといった現状に対するご意見、それから医療的ケアが必要な場合、受け入れできるグループホームの整備の面や対応できる看護師確保の面で課題があるといったご意見、そのほか、てんかんや自閉傾向が強い場合、通常のグループホームには入れないといったことや、手間のかかる人や親が高齢者の方が優先されているといったような記載もございました。

4 ページに移っていただきまして、「運営上の課題」ということでは、慢性的な職員不足の原因の一つとして、給料が低いことが上げられるといったご意見や、障害基礎年金 2 級を受給していても、利用料が高く、預金を取り崩して生活することになるため、家賃補助などが必要ではないかといった意見などがございました。

その下の「相談先についての課題」ということでは、家族が亡くなった後のこ

とを相談する窓口がわからないといったご意見がございました。

次に、「(2) 家族が亡くなった後の支援」についてご説明いたします。一番上「相談先についての課題」といったことにつきましては、先ほどと同様に、勉強や相談できるところがわからないといったようなご意見がございました。

その下の「制度上の課題」ということでは、成年後見制度など、家族が亡くなった後に利用できる制度の充実に関するご意見がございました。

次に、「(3) その他」としては、住宅を探す際、障害者に貸せないと断られてしまった事例のことや、そもそも寝たきりの障害のある人が地域で暮らしていることを、近所に住む人がどれくらい知っているのだろうかといったようなご意見がございました。

以上が、アンケート結果と、それから自由記述欄に書かれていた内容についての説明となります。

続きまして資料 4 についてご説明いたします。こちらと同じく基礎調査の一環として、居住系の障害福祉サービスを提供する事業所の職員の方々から聞き取った内容となっております。

「人材」と「グループホーム」の 2 つの分野に分けてまとめております。はじめに表の上の部分、「人材」のところについてご説明いたします。7 つの意見がございまして、1 つ目は慢性的な職員不足があり、職員の負担が過重になっているということ、2 つ目は障害福祉分野で働きたいという学生が少なくなったということ、そのほか少し飛ばしまして 5 つ目では、夜間の人手不足といったことや、パートタイマーが中心となって働いており支援力が小さいことから受け入れられる対象者に限りがあるといった課題についてお話しがありました。その下では、看護師の重要性、それから男性ヘルパーやボランティアが不足しているといったお話しもございました。

次の「グループホーム」に関しましては、1 つ目に、空きがなく、入居希望の待機状況もわからないといったことや、建築基準法や消防法の関係でグループホームの整備が難しいといったこと、2 つ目に、給付費が少なく、外部型や包括型など介護サービスの部分を整理してほしいといったこと、3 つ目に、運営規模と収支の見通しが立たなければ、グループホームの新規参入ができないといったことなどについてお話しがありました。それからその 2 つ下のところで、入居希望者が非常に多いが、応じられないといったお話しもありました。また、その下のところをご覧くださいますと、グループホームでの看取りに関する問題についてのお話しや、入居者が高齢化して介護がより必要になるといったこと、それから、入居者の結婚などで生活支援が必要になった場合の給付費の増額などについてのお話しもございました。

以上が、平成 28 年度に実施しました仙台市障害者等保健福祉基礎調査のうち、グループホームなど居住系のサービスに関する部分の結果でございます。

引き続きまして、資料 5 について、障害者支援課長の伊藤よりご説明いたしま

す。

・ 障害者の住まいの場（グループホーム）の確保について

事務局 はい、障害者支援課長の伊藤でございます。

(伊藤課長) 私からは資料 5 に基づき、障害者の住まいの場として、グループホームの確保に向けた現状の取り組みを中心にご説明をさせていただきます。

まず、「1 障害者の住まいの場（グループホーム）の継続的な確保について」、ご説明いたします。(1) は現行の第 4 期障害福祉計画における目標でございますが、グループホーム新規開設の促進を図りまして、1 年ごとに 100 人ずつグループホーム利用者の増加を図るといった目標を設定しております。

続きまして(2)の実績についてでございますが、こちらは現行計画における取り組みの実績を掲載しております。1つ目の白丸、「利用実人数の推移」に掲載しておりますとおり、平成 28 年度までの目標である見込量に比べますと、実績のほうは残念ながら追いついていない状況でございますが、2つ目の白丸にございます「現計画における主な取り組み内容」に掲載している取り組みにより、徐々にではございますが、年々利用実人数は増加してきている状況でございます。

2つ目の白丸のところに書いております具体的な取り組みの内容についてご紹介させていただきます。1つ目は、平成 26 年度に創設しましたグループホームの新規開設時の消防設備の整備費用に対する補助制度につきまして、27 年度からさらに 50 万引き上げて 150 万円といたしました。2つ目に、グループホームの開設運営にかかる相談やサポート事業の実施、それから不動産業界など、他業種・多職種とのネットワークを構築し、整備促進にかかる理解・協力の要請を行ったこと、そして、制度解説や整備促進をテーマとした研修会の開催などにより、拡充を図ってきたところでございます。こうした取り組みの成果もありまして、昨年度頃から徐々にグループホームの新規開設にかかる相談件数が増加してきているところでございます。

(3)に移りまして、グループホームの確保に関する現在における課題についてご説明いたします。1つ目は、先ほどのアンケートでもございましたが、障害者やそのご家族の高齢化に伴うニーズの高まりに対応した定員数の確保でございます。2つ目が、消防設備の設置義務の厳格化に伴う新規開設費用の上昇や、不動産所有者の理解不足が開設の障壁になっているということでございます。

3つ目は、新規に参入しようとする事業者が、グループホームの開設や運営に必要なノウハウをなかなか得ることが難しい状況にあるということでございます。

そして4つ目が、グループホームの報酬単価が低いことにより、新規参入の意欲がなかなか向上しないということでございます。

次に、こうした(3)の課題を踏まえた今後の取り組みの方向性について、(4)のところでご説明いたします。

1 点目は、グループホームに関するニーズの把握と見込量の精査です。それから 2 点目は、新規開設経費にかかる補助制度を継続する必要があるということで考えております。3 点目は、これも引き続きの取り組みになるのですが、グループホーム整備にかかる理解や協力の促進を図ってまいる必要があるということです。4 点目は、グループホームの開設や運営にかかる相談事業の継続。そして 5 点目として、支援実態に見合った報酬となるよう、国への働きかけを継続してまいる必要があると考えているところでございます。

続いて、裏面をご覧ください。「2」のところ、医療的ケアを必要とする障害者、重症心身障害者、強度行動障害者など、重い障害を抱えた方々の住まいの場の確保についてご説明いたします。まず、「(1) 現計画の目標」についてですが、医療的ケアを必要とする重症心身障害者向けのグループホームのモデル事業を検証し、事業化に向けた検討を行うこと。また、強度行動障害者向けグループホームについて検討を行うといった目標を掲げております。

次に、「(2) 実績」についてご説明いたします。まず、医療的ケアを必要とする重症心身障害者向けのグループホームに関しましては、看護師の配置に関する運営費補助を創設し、平成 27・28 年度のモデル事業を踏まえ、29 年度より正式な制度として医療的ケア対応のグループホームの運営を開始している状況でございます。

2 つ目の白丸、強度行動障害者向けグループホームについてでございますが、強度行動障害者を専門的に受け入れております「みずきの郷」様と連携して、26 年度に先進地を視察し、その結果を踏まえ、設置に向けた課題の整理を現在進めているところでございます。

これらのグループホームに関する現状における課題といたしましては、(3) をご覧ください。1 点目は、グループホームの整備を検討するにあたり、強度行動障害者の住まいの現状、それから既存のグループホームにおける受け入れの状況などの実態の把握が課題であるということ。2 点目は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者向けグループホーム、強度行動障害者対応型グループホームの整備に対するニーズの把握が十分ではないということ。そして、医療的ケアを必要とする重症心身障害者向けのグループホームの拡充や、強度行動障害者対応型グループホームの開設を促すための支援策をどのように検討していくのかということ、3 点目の課題として考えております。

これらの課題を踏まえた今後の方向性といたしましては、(4) をご覧ください。まず 1 つ目といたしましては、グループホームの運営法人に対する実態把握のための調査の実施が必要だということで考えております。2 つ目は、整備に対するニーズの把握のための手法を検討する必要があるということで考えております。そして 3 つ目といたしましては、他都市視察の結果や、担い手となる運営法人様との協議を踏まえ、こうしたグループホームの拡充や開設を促すために必要となる効果的な支援策を検討していく必要があるということで考えております。

資料 5 に関して、私からの説明は以上でございます。

会 長 はい、では事務局から説明いただきましたので、委員の皆様からご意見、それから確認などいただきたいと思います。いかがでしょうか。

住まいの場はとても大事なことです。アンケート調査やヒアリング調査の結果についての説明がありました。それから資料 5 では、現行の障害福祉計画について、100 人ずつという目標を立ててきましたが、88%といった実績でありました。まだ課題があり、それらについては、今後の方向性ということを示していただきました。医療的ケアを必要とする方、重症心身障害の方、強度行動障害の方の住まいの場の確保についても、実績や課題について事務局から説明がありました。

皆さんから、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 教えてほしいことがあります。グループホームにスプリンクラーを設置することが義務づけられ、30 年 4 月くらいまでに設置しないと消防法違反になるといった内容の通知が、だいぶ前のことだと思うのですが、出されていたように記憶しております。そこで、現在、グループホームでどの程度まで、スプリンクラーの設置や、それを整備するための計画などができているのか、教えてほしいです。私もグループホームを運営している人と会ったりすると、皆いつまで経っても同じ悩みを抱えていて、なかなか目途が立たないという話を随分聞くので、根本的に見直さなければならないのではないかとといった思いもあります。

会 長 ありがとうございます。確認ということでしたので、事務局、よろしく願います。

事務局 (伊藤課長) はい。スプリンクラーの設備に関しましては、消防法の改正により、平成 27 年 4 月から、障害支援区分 4 以上の方の入所率が概ね 8 割を超えるグループホームにおいて、設置しなければならないとなっております。

事務局 (天野係長) 仙台市内の整備状況についてお話をさせていただきます。仙台市内では、スプリンクラーの設置が必要な状況にあるグループホームは現在 6 カ所となっております。この 6 カ所のグループホームに対しましては、国庫補助を活用し、本年度中に整備するということで計画しております。工事が予定のとおり進まず、今年度中に整備ができないということもあり得るかとは思いますが、基本的には、仙台市内の事業所については全て、今年度中に整備完了する予定となっております。

会 長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

中村委員，お願いします。

中村委員 何項目もあるのですが，まずは，設置基準をまとめた様式のようなものが公開されているといいかなと思いました。消防法のことや，それから段差や採光率というような，おそらくバリアフリー法が何かで定められていることなど確認する必要があることがいくつもあり，それを各担当窓口に向かって一つ一つ確認していくわけですが，一つ一つ突き当たってはまた次の基準をクリアしなければならないといったように，いくつもの段階があり，みんな困難に感じていることと思います。例えば，グループホーム設置の場合にはこういう基準をクリアし，こういう住宅地のこういうところでなければ設置できないというようなことを，少しまとめて公開してもらえるといいのではないかと思います。

それから，グループホームのニーズがあるのはわかるのですが，先ほどのスプリンクラーの課題もありまして，とても民間が建てられるような状況ではありません。

ただ，業者さんが建て貸しをするということには結構な理解があります。しかしながら，土地のないところには建てられませんので，例えば仙台市の遊休地や賃貸でもいいので，そういうところで業者さんが建て貸しをして，そして障害福祉事業所がその運営をサポートするというような，お金がなくてもできるような協働の形態というのを，仙台方式でつくってもらえればありがたいなと思います。

それからここでいう重度という意識がよくわからないのですが，医療的ケアを要するとか，強度行動障害があるというような言葉に当てはまる方だけが暮らしにくいわけではなく，例えば，発達障害のある方など，外見には全く障害を持っていることがわからない方なども，家族と一緒に暮らせない場合には，生涯にわたる何らかの支援が必要な方たちであると思います。

そうしたことも踏まえると，重度という基準がよくわからないです。ですから，見た目や動き，重度とか強度とかといったようなことではない，ひとりの人の幸せな生活というようなものの保障という視点に立って，住まいのことを考えていただきたいと思います。

ただし，おそらくは国の方針や助成金の制度に乗ってといったところでの事情などもあるかと思うので，今年はいずれしかやれないといったことであれば，将来的な見通しとして，仙台市はやはり人の自立ということをサポートするということを，もう少し長期的な視点として計画を立てるべきではないかと思います。

それからもう一つ，強度行動障害の人の受け皿として上げられている「みずきの郷」さんについてですが，この法人はとても努力していて，有名で，参考にさせていただけるところで，それから敷地的にも普通の住宅地と離れたところがあり，建物もとても強度が高く，支援する人たちのスキルも高いといったような，全部揃った場所です。

そのようなところがモデルとなっているのであれば，例えばここでは支援員の

支援力ということをおそらくは 10 年もかかって勉強していると思いますので、同時並行で支援員のスキルアップも図っていかないと、特別な人を支援するといったような、覚悟があるところしか強度行動障害の人たちをサポートできないような、差別的な支援になってしまうと思います。

ですから支援力という点でもう少し、幼年期から、生育過程における人間教育というか、一人の人間として自立を図るためにはどうしたらいいかということについて、方向性をもう少し工夫していかないと、いつまで経っても同じことの繰り返しになるのではないかと思いますので総合的に考えていく時期なのではないかと思います。以上です。

会 長 はい、とても大事なご指摘ありがとうございました。開設の条件など、開設するときにつかるいろいろな煩雑なことについて、もっとわかりやすく伝えることが大事だというご意見がございました。それから、医療的ケアを必要とする方や重症心身障害の方、強度行動障害の方々の住まいはもちろん大事なことです。そのような方々だけではなくて、他にも暮らしの中でいろいろな支援を必要とする方々がいらっしゃるの、支援する方々のスキルも含めて、この機会にじっくり取り組むべきではないかといった、参考になるご意見もいただきました。ありがとうございました。

では今のお話しにありました、開設のときのわかりやすい工夫といったことについて、どうなのか、事務局からコメントいただけますでしょうか。

それからそれ以外のところの中村委員のご発言に関して、事務局から何かあればお願いします。

事務局 (那須係長) はい、グループホームの指定を担当しております指導係長の那須です。よろしくをお願いします。

1 点目にご指摘をいただきました、グループホームの開設にあたってのわかりやすい目安を示してほしいというところについて、私のほうからご説明させていただきます。お話しいただきましたとおり、開設にあたり、建築と消防の基準については、その部分に関する最終的な認可を担当しております建築の部署や消防の部署に、予め確認を取るようお願いしているというのが現状でございます。

なぜそのようなになっているかということでは、やはり最終的に認可するところに予めご相談いただくことで、スムーズな開設手続きが進みますので、現状そのようなになっているということについて、まずご理解をいただきたいと思います。

ただ、建築のほうにつきましては、実はこれまで各区の窓口への確認をお願いしておりましたが、各区の担当により少し見解が異なるところがありまして、この 4 月からは市役所本庁舎の 6 階にあります建築の部署に、担当を一本化する形でお話し整理をいたしましたので、そういう意味でのブレはなくなったかなと認識しているところでございます。

また、ここだったら建てられるというような線引きについては、非常に難しいのですが、何かしら簡単な基準をとということで、まず基準としてどのようなものが必要かというところを整理し、より多くの方がグループホームをつくってみようかなというような気持ちを持っていただけるよう、私どもとしても、明確なことをお示しするという点について、これから工夫をさせていただきたいと思えます。

事務局
(伊藤課長)

それから、グループホームを民間で整備するにあたり、市のほうで遊休地を提供して、市も含めてみんなで支え合いながら整備できるような方策を検討していただきたいという話をいただきました件について、実は市の遊休地については昨今、資産の有効活用ということで、基本的に使用しない遊休地は売却するという方針で動いておりまして、遊休地自体がかなり減少してきている状況でございます。

ただ、そういった中でも中村委員がおっしゃるように、行政としても一定の支援をしていかなければ整備が進まないという部分もあるとは思っていますので、そういった中で具体の整備促進のために、どのような支援ができるかということ、事業所様と一緒に考えていきたいと考えております。

3つ目にいただいた、医療的ケアを要する方や強度行動障害のある方だけではなく、発達に障害がある方など、見た目ではわからないような、重い方もいらっしゃるという、重度の解釈に関するご意見について、確かにその部分については中村委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後我々のほうで、グループホームを整備していくにあたっては、そういった視点も持ちながら、そのような方々を支援できるようなホームの整備についても、検討を進めてまいりたいと思えます。

それから、最後にご意見のありました支援力の部分、一人の人間として自立を図るための支援のあり方の検討という部分に関しましても、今後いろいろな関係のグループホームを運営している法人や、グループホームに入居される障害のある方のご家族等のご意見も伺いながら、どのようにして支援力の強化を図っていくのかということについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。

それで先ほどのやり取りの中で、スプリンクラーの設置が義務づけられるのは、障害支援区分が4以上の方が8割以上のグループホームであり、そのような状況にある事業所は現在市内に6カ所あるといった説明がありましたが、6カ所しかないといったことからすると、グループホーム自体の数が増えてきていても、重度障害の方が利用できるグループホームという視点からしっかりと検討する必要があるのではないかとおっしゃったので、よろしくお願ひします。

事務局 (天野係長) 障害者支援課の天野と申します。6カ所ということで説明させていただきましたが、重度の方々が利用しているグループホームの中で、スプリンクラーが設置されていないグループホームが6カ所ということでございますので、重度の方々が利用しているグループホームはほかにも多数ございます。その点だけ訂正させていただきます。

会長 ありがとうございます。そうするとスプリンクラーが設置されているというか、障害支援区分4以上の方が8割以上のグループホームはどのくらいあるのでしょうか。

事務局 (天野係長) 集計はしているのですが、本日この場に、何カ所ということで即答できる資料をお持ちしていなかったものですから、申し訳ございませんが、仙台市内には、30弱くらいの単位で、スプリンクラーを設置し、受け入れをいただいているグループホームがございます。

会長 今のお話は、総量だけではなく、重度の方も暮らせるグループホームの充実ということですので、本日は資料がないとしても、ただいまのことを、また後からお示しいただくようお願いいたします。

桔梗委員、手を挙げていただきました。お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

ただ今、建築基準や消防といったところでスプリンクラーの問題が上がっていましたが、グループホームが絶対にいいのだろうかといった所感を実は抱いています。

少し漠然としている話で、この場で話していいことかわからないのですが、障害のある方たちの生活の場や支えること、そして小さいときのことから親の介護のこと、親亡き後のことも含めて、どのようにしていったらいいかといったことについて、仕事で関わっている中で感じたことがあります。グループホームが施設なのか在宅なのかといったことについて、法的な整理は決まっていますが、心象的、気持ち的、精神論的にはどうなのかといったことが、ヒアリングをする中でありましたし、仕事している現場の中でも、私自身非常に理解に苦しむ場面として多々あります。

本日の次第の中にグループホームの確保についてとありましたので、グループホームについてだけ話さなければいけないのかなとも思ったのですが、少しスプリンクラーや建築法の話も出ており、そうでもなさそうなので、もし良ければ今後の検討の1つとして取り上げていただければと思います、今私の思っていることをお話しさせていただきたいと思います。

グループホームの整備をする場合、それは今までですと、仙台市の遊休地の活用などが考えられたかと思いますが、先ほど事務局からのご説明があったように、その活用したい土地自体が減ってきているという状態にあるかと思います。

今ここでは障害のことだけについて議論していますが、仙台市の課題として、建築関係の部署や市民局、教育局、それから就労や医療のことなど、いろいろな課題があると思います。仕事で関わっていたところでは、グループホームの整備なども含めてプロジェクトについて考えたのですが、その中で生きがいの創造ということについて考えた際に、就労が生きがいなのか、地域のほかの方々との関わりが生きがいなのか、それとも芸術活動なのか、スポーツかといったような話をしていました。そのような中、いろいろとある行政の課題の中でも、空き家問題というのがあるかと思います。例えばそこを活用したグループホームといったものを考えれば、それが仙台型、仙台特区ということになるのかどうかわかりませんし、また障害の方が住まうところという概念としてグループホームが確実にこれからいろいろな意味でいいのかどうかという非常に難しい議論もあるとは思いますが、そのようなことも踏まえ、グループホームの新しい形を、もしかすると提案していけるのかなと思いました。

それから教育局のほうでは、今、こども食堂というような政策があつたりしますが、障害児であっても健常者であっても子どもであり、閉鎖的と言ったら語弊があるかもしれませんが、ひとつの建物の中に集約されてしまうと、職員も事業者もその中に住んでいて、それが高齢者であっても、障害者であっても、障害児であっても、この協議会でも話していたように、地域との関わりといったものが課題になってくると思います。それを払拭するために、例えば子ども食堂として、グループホームなど他からも人が入ってこれるようにするなど、みんな誰でも使えるようなことを考えたとして、それをやろうとしたときに、一つの地番の中にそれを整備しようと思うと、複合的なもので、相性の合うもの合わないものがあつたりして、事業計画、プロジェクトを整備していくのが非常に厄介だった経緯が、近年ございます。

そのようなことから、前半の議論に戻りますが、計画を考えるときに、障害を持っている方が個人だとすれば、それを取り巻く家族や社会があり、そこには就労の問題や生きがいの問題など、いろいろな問題を抱えている個人と家族について考えていこうということで、昨年度もいろいろと議論し、今に至っているところがあると思います。

そのようなことも踏まえ、グループホームが今回の議論の主体になるとすれば、先ほど松本委員もおっしゃっていらっしやっていましたし、ヒアリングの中でも事業者さんがおっしゃっていたことですが、グループホームという名前は何であれ、住まいをどのように確保していくかといったことを、考えていく必要があると思います。

事業者としてやりたいのに、人材確保が難しく、場所の確保も難しいといった

課題があります。仙台市の遊休地を使うことも難しい状況にあるといったお話もありましたし、簡単なことではないというのもよくわかるのですが、意外と不動産関係の業界で、空き家問題も含めて取り扱っているところと話をしたりすると、市の土地を使うといった方法だけではなく、もっと別の方法が考えられてくるのではないかと思います。

一度頭の中を白紙に戻して組み立て直すくらいの感覚になるかもしれませんが、そのくらい深い議論をしていけると、グループホーム確保の需要と、確保の困難さといった課題について、もしかすると、議論の中から何か打開策が見出されてくるのではないかと思います。見出していけたらいいなといった私の希望的なことも含めて、お話をさせていただきました。

会 長 とても大事なご指摘ありがとうございます。不動産業者さん、土地を持っている方々等含めて、まずはこれを多くの方々の関わりの中で議論したら、新しい形が見えてくるかもしれないというご意見ですよ。大事なご意見だと思います。ありがとうございます。

そのようなことも含めて考えてみたら、テーマは居住環境整備ということなのでグループホームだけが住まいなのかという、桔梗委員の発言はとても大事なことだと思います。ありがとうございました。それから資料 5 の表の一番下にある、グループホームの支援実態に見合った報酬となるよう、国への要望を継続といったことも、とても大事なことですよね。

またその辺のことで、仙台市の補助に関することについても、いくつかお話がありました。

これは今、報酬改訂だから、このようなニーズを国に伝える機会があるということですよ。

事務局 報酬に関する要望につきましては、例年、21 大都市の心身障害者（児）福祉主管課長会議で議論しまして、21 大都市の要望ということで、国の概算要求前に要望書を国に提出させていただいております。

会 長 はい、ありがとうございました。グループホームをつくれ、つくれと国からきていたとしても、それとは別にこれを運営法人としてやっていけるのかどうかということも大きいことですので、その辺についてもよろしく願いいたします。必要な補助ということで、仙台市独自のものについても、先ほど示していただきましたが、その充実、それから開設にあたってのさまざまな形での支援ということも、情報提供も含め、大事なこととして議論の中から出てきました。

そして桔梗委員から、何もグループホームだけなのか、もっといろんなこととの連携の中から、新しいアイデアが出てくるかもしれないし、そこに仙台らしさがあるかもしれないということで、とても大事なご発言をいただきました。

そのほか、いかがでしょうか。それでしたら、中村委員を最後に、この話題についてはここまでにさせていただいてよろしいでしょうか。では中村委員、よろしく願いいたします。

中村委員 何回も申し訳ありません。住まいに関してご家族の方に不安なことを出してもらったときにわかったこととして、やはりグループホームが安心と言われるのは、世話人さんがいてくれることと食事が出てくるためです。発達障害のある方などは、グループホームでなくともアパートで暮らせたりするのですが、その辺についてはやはり、夜間の見守りがなくと、それから食事を選択するというサービスをどのようにコーディネートしていくのかということていろいろなお話が出ました。

夜間の緊急対応に関するシステムとして、いろいろな人たちからの相談を受け付ける 24 時間体制のサービスなど仙台市ではいろいろと考えていると思うのですが、緊急のときには飛んで駆けつけて支援をするというシステムももしあれば、グループホームといった世話人さんがいないところであっても、居住区が、選択肢が少し広がるかなと思いました。暮らしといった視点だけでなく、そのサポートというところと合わせて考えていくと、可能性が広がるのかなと思いました。

会 長 どうもありがとうございました。
では松本委員、お願いします。

松本委員 今私どもではグループホームを増やしたいと思って取り組んでいるのですが、とにかく建てるのにはお金がかかりすぎて、小さな法人では本当にもう、頑張つて、頑張つて、何年間に一軒がやっとという状態です。

借家にしても、やはり自己資金で1千万円以上かけて改装しないと、建築基準法や消防法をクリアすることができないという状況でして、おまけに開設したらで、運営費、人件費がかかりすぎて、赤字で、どうしようか、でもニーズがあればやっぱり頑張つていかなければいけないしといったような状況があります。

グループホームがいいというのは、一人では生きていけない人たちにとっては、やはり選択肢は入所施設とグループホームのどちらかしか今のところないためグループホームの希望が多いわけです。しかしグループホームの整備は、小さい法人にとっては限界があると思います。

そこで思うのですが、入所施設も併用したらどうなのかなということていつも思っています。地域で暮らすということについて、入所施設で暮らしている方の地域はどこなのかなと、わからないところもあり、そういうところで少し引っかかる場所もあるのですが、入所施設も変わっていく必要があるのかなと思いま

す。

会 長 はい、ありがとうございます。入所施設も変わっていくというのは、入所施設を利用した、また新しい形での住まいの場ということでしょうか。それとも入所施設がグループホームをバックアップするといったことでしょうか。

松本委員 なぜ入所施設の希望者が少なくなって、グループホームのほうが魅力があるというのか、私の考えでは、やはり生活の仕方だと思うのです。これも何年も前から言われていることだと思うのですが、入所施設も古くなっているところが多いと聞いておりますので、改修時には建物を小規模化してグループホームのような生活の仕方、暮らし方ができるように変えていけないものかなと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。

では、申し訳ありません。大幅に時間を超過していますが、大事なお発言をいただいているということで、進めてまいりました。では皆さん、このテーマ、居住環境整備というところについては、今日のところはここまでにさせていただいて、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

（5）報 告

（1）仙台市における障害関係統計値の推移について

会 長 では、次第の 5、報告です。仙台市における障害関係統計値の推移について、事務局よりお願いします。

事 務 局 はい、障害企画課石川です。

（石川参事） 資料 6 に基づき、仙台市における障害関係統計値の推移についてご報告いたします。これは毎年度、年度前半にこの協議会で委員の皆様にご報告しているものでございます。1 ページの下、こちらが障害者手帳の所持者数の推移となっております。

一番右側が、平成 28 年度末時点における 3 障害の手帳所持者数の総数でございます。48,599 名となっております。身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばい、止まったというようなことですが、療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は依然として増加の傾向が見られるところでございます。

次のページに移っていただきまして、表が 2 つございますが、上の表は身体障害者手帳を持っている方の年齢構成比でございます。グラフの一番下が 28 年度時点における割合でございます。右側から少し見づらいなのですが、67.6%と書いてあります。こちらが 65 歳以上の方の割合となっております。この割合が年々増加しているという傾向が続いております。

その下の表、こちらは身体障害者手帳の年齢別の推移でございます。65 歳以上の方が増えていて、それ以外の部分の方はむしろ減少傾向にあります。そうした中で、先ほどご説明いたしましたとおり全体の身体障害者手帳の所持者数は横ばいといった傾向が見られます。

次のページに移っていただきまして、「4」とありますが、こちらは療育手帳の所持者数でございます。年齢構成比ということで、傾向として、18 歳から 29 歳、それから 40 歳から 49 歳の方の割合が、ほかの年齢層の方よりも高い割合となっております。

それからその下に「5」とありますが、こちらは療育手帳所持者数の年齢別の推移でございます。18 歳未満の方、それから 18 歳から 29 歳の方が多いといった状況が傾向として続いています。

次のページに移っていただきまして、「6」とありますが、こちらは精神障害者保健福祉手帳の所持者数の年齢構成比でございます。一番下にあります 28 年度末時点における状況といたしましては、40 歳から 49 歳の方の割合が 27%ということで、こちらの割合がほかの年齢層よりも高くなっており、ここの増加が多いというところでございます。

その下の「7」の年齢別の推移につきましては、一番右側が年齢別における平成 28 年度と 27 年度の差を表したものがございまして、40 歳から 49 歳のところが 126 名の増加ということで、こちらの年齢層の増加が大きいということが見てとれます。

次のページに移っていただきまして、「8 難病認者等の数の推移」についてご説明いたします。折れ線グラフがいろいろと重なっていたりして、少し見づらいのですが、平成 28 年度のところ一番上の数字をご覧くださいと、8,646 名となっております。こちらが指定難病の認定を受けて医療費の助成制度を利用されている方の数でございます。こちらでも年々増加傾向にあるということがわかります。

それからその下に「9」とありまして、障害福祉サービスの利用者の推移を表したものでございまして、こちらは障害者自立支援法が始まった平成 18 年度から平成 28 年度までのものとなっております。28 年度末時点における人数は 9,397 名ということで、前年比から 514 名の増加となっており、年々利用者が増えていくといった状況にございます。

簡単でございますが、資料 6 のご説明は以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。

(2) 平成 28 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績

会 長 引き続きまして、報告事項の「(2) 平成 28 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績」についても説明いただいて、それから皆さんと議論したいと思っております。お願いします。

- 事務局
(伊藤課長) はい、障害者支援課の伊藤でございます。
私からは資料 7 に基づきまして、仙台市における障害者就労施設等からの平成 28 年度の物品等の調達実績と、それから平成 29 年度の調達目標についてご報告申し上げます。
仙台市におきましては、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するための必要な措置や、調達目標を定めた調達方針を策定して、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に取り組んでいるところでございます。
まず「1」のところですが、平成 28 年度の調達実績の合計といたしましては、目標の 500 件、6,500 万円を上回る、565 件、約 7,000 万の実績となっております。内訳につきましては表のとおりでございますが、物品におきましては調達の裾野が広がりがちで、食料品・飲料が増加したこと、それから役務におきましては清掃・施設管理の委託が増加したことにより、目標を上回る実績につながったものと分析しております。
平成 29 年度の調達目標につきましては、「2」をご覧ください。平成 29 年度の調達目標につきましては、平成 28 年度と同様に、件数を 500 件、金額を 6,500 万円ということで設定しております。
障害者支援課では、優先調達の理解促進や協力に関する庁内への周知、啓発の徹底を図ることはもとより、調達に関する相談や事業所のマッチング等の対応を通じて、平成 29 年度につきましても可能な限り、優先調達を拡大し、目標を上回る実績を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。
私からの報告は以上でございます。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいま次第の「5 報告」ということで、(1) と (2) について事務局から説明いただきました。
皆様からご意見、ご質問、確認などいただきたいと思っております。いかがでしょうか。どなたか何かございますか。はい、桔梗委員、白江委員の順番でお願いします。
- 桔梗委員 はい、株式会社ジョイアの桔梗です。資料 7 の物品等の調達実績についてですが、これは出先機関なども含めた仙台市役所組織内の調達実績ということですのでよろしいのでしょうか。
- 事務局
(伊藤課長) はい、仙台市役所の組織内での調達実績となっております。
- 桔梗委員 はい、ありがとうございます。

会 長 白江委員，お願いします。

白江委員 あとで結構なのですが，3種類の障害者手帳の重複所持の状況についても，もしわかれば資料を出していただきたいです。

会 長 はい，では次回，資料提出をお願いいたします。そのほか，委員の皆様から報告事項2件につきまして，確認や質問など，いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか，市川委員，どうでしょう。
久保野委員，お願いします。

久保野委員 資料7について，念のための確認なのですが，28年度が560件，7,000万近くという実績の中，29年の目標を据え置くといえますか，自然に考えて例えば550件7,000万といった目標値もあり得るのかなと想像したのですが，そのようにしなかった理由がもしあるのであれば，教えていただきたいです。

会 長 ではこれは事務局に教えていただきたいということですので，お願いします。

事務局 (伊藤課長) はい，事情がございまして，一度のご説明でご理解いただくことが難しい，少し複雑な事情になるのですが，これまで本市から清掃業務を受託していた就労事業所におきまして，人件費の一部が，障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付費から給付されることになった事業がございまして。その関係で，29年度の調達目標を庁内で積み上げるときに，給付費から得られる人件費を控除した額で契約を締結した事業がございました。その結果として，調達目標における契約数が減少するといった，少し複雑な理由がございまして。基本的に，その給付費も含めた実態といたしましては，28年度実績と同等の契約目標となっておりますので，ご理解いただければと思います。

会 長 はい，ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほか，中村委員，お願いします。

中村委員 現在の住まいの場について，参考資料1を見ますと，自分や家族の持ち家で暮らしているという人が圧倒的に多くなっております。親亡き後の話がありますが，例えばこの中で，ご自分一人で暮らしていける人がいるのか，それともご兄弟とかと一緒に暮らして，持ち家で生涯を全うされるのか。その辺のことについて少し知りたいと思いました。仙台市の中で，そういった調査をしていらっしゃるのか，教えていただきたいです。

会 長 ありがとうございます。ただいまの調査のことについて、事務局のお手元に調査結果があればですが、次回提出をお願いします。

事務局
(石川参事) 中村委員からのご質問について、今少しよろしいでしょうか。現在自宅や家族の持ち家で住まわれている方の割合が、参考資料 1 の「1」のところになりますが、それとは別に、次のページに、「あなたと暮らしている人は何人いますか」、「一緒に暮らしている人は誰ですか」といった質問がございます。こういったところとのクロス集計などをすれば、もしかすると、ある程度見えるところがあるかもしれませんが、今のところ、そこまでのことはやっておりません。

中村委員 親亡き後に一人になってしまうのか、現状から考えてどんな状況になるのかといったこと、65 歳以上の人が何人と一緒に暮らしているのか、ほかの家族の人は支援ができる状態なのか、どのように生涯を暮らされるのか、そういったところがあまりわからなかったので、クロス集計の範囲で問題ありませんので教えていただければと思います。

会 長 事務局をお願いします。

事務局
(石川参事) はい、ご家族が何名いるか、それから誰と暮らしているのかといったことはわかりますが、例えば介護の必要度合いであったり、他にも障害のある方がいらっしゃるのかといったようなところまではわからないので、なかなか難しいところがあります。クロス集計でできる範囲のことをやってみたいと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。
それではこの報告事項について、他に皆さんからいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

この資料 7 の物品などの調達について、役務の方が多くなっておりませんが、製品の方ももっと売れるようにということも、大事なことかと思いました。

はい、ありがとうございます。ではここまで進めてまいりまして、報告事項(1)(2)については、皆さんからも貴重なご意見や課題、ご指摘をいただきました。ありがとうございました。

(6) その他

会 長 では次第の「6 その他」に移ります。
まずは委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。
目黒委員と清野委員から貴重な資料もいただいております。ありがとうございます。
では私の進行はここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。予定の時間

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

を大幅に過ぎてしまい、申し訳ありませんでした。

では事務局にマイクをお戻しします。お願いします。

事務局
(小幡係長)

はい、阿部会長、ありがとうございました。

最後に事務的なご連絡を申し上げます。本日の議事に関しまして、追加のご意見等ございましたら、7月25日火曜日までに、ファックスやメールなどで事務局あてご送付いただきますよう、お願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして、ご返送いただければと考えております。これに基づきまして、事務局にて修正作業を行い、議事録として決定させていただきたいと考えておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(7) 閉会

事務局
(小幡係長)

それでは以上をもちまして、平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会の第 2 回を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたってのご審議、本当にありがとうございました。

署名人

久保野 爽美子  印